



則 会

南篠崎町会

平成 27 年 5 月改訂

南 篠 崎 町 会 会 則

第一章 総 則

- 第1条 本会は、南篠崎町会（以下 「本会」という。）と称し、事務所を会長宅（江戸川区南篠崎町2丁目25番4号）に置く。
- 第2条 本会は、江戸川区南篠崎町1丁目全域、南篠崎町2丁目全域、南篠崎町3丁目全域、南篠崎町4丁目全域、南篠崎町5丁目9番～10番、13番の一部、谷河内2丁目全域、江戸川1丁目1～2番及び14番、瑞江2丁目25～29番（以下 「区域」という。）に住所を有する者をもって構成する。
- 第3条 前条に定める区域を区分してこれを地区とし、各地区に組を置く。

第二章 目的及び事業

- 第4条 本会は、会員相互の親睦を図り、福祉の増進に努め、環境を整備し、明るく住みよい町づくりに寄与することを目的とする。
- 第5条 本会は前条の目的達成のため、次の事業部を置く、
総務部、防犯防火部、環境文化部、交通部、社会福祉部、青少年部、婦人部、広報部、会館管理部、その他目的達成のため必要な部。

第三章 会 員

- 第6条 区域に住所を有する個人は、すべて本会の会員になることができる。
前項に該当しない個人で、本会の目的に賛同するものは、会員となることができる。
団体は本会の事業を賛助するため、賛助会員となることができる。
- 第7条 本会又は賛助会員になろうとする者は、入会申込書により、会長に届けるものとする。
本会は、正当な理由のない限り、区域に住所を有する個人の入会を拒めない。
本会は 区域に住所を有する未加入者に対して、本会の趣旨を説明し、入会の案内を行うものとする。
- 第8条 会員又は賛助会員が、退会しようとするときは、脱会届により、会長に届けなければならない。
次の各号のいずれかに該当する会員は、退会したものみなす。
（1） 区域に住所を有しなくなった会員。但し、第6条第2項による会員となることは妨げない。
（2） 会費を1年以上滞納し、かつ催告に応じない世帯の会員。
- 第9条 会員又は賛助会員が、本会の趣旨に著しく違反した行為をなし、又は本会の名誉を著しく毀損する行為をなしたときは、総会において出席会員の4分の3の多数により、これを除名することができる。

第四章 役 員

- 第10条 本会に次の役員を置く。
会長 1名、 副会長 6名、 会計 2名、 会計監査 2名、
事業部長・同副部長 若干名 地区部長・同副部長 若干名、
組長 各地区に若干名、 各事業部員 各事業部毎に若
顧問並びに相談役 若干名
- 第11条 1 本会の役員は会員の中から次の方法によって選出する。
（1） 会長・副会長・会計は、役員選考委員会に於いて選考し、総会にはかり承認を得る。
（2） 顧問・相談役・各事業部長・各事行副部長・会計監査は、三役会にはかり、会長が委嘱する。
（3） 各地区部長はそれぞれの地区部会に於いて部内から選出し、会長が委嘱する。
（4） 各地区副部長は、それぞれの各地区婦人部会に於いて部内から選出し、会長が委嘱する。

(5) 組長は各組内から選出し、地区部長に報告し、会長が委託する。

(6) 各事業部員は、各事業部長が本人の同意を得て選出し、会長が委嘱する。

任期中、副会長・会計に欠員が生じたときは、部長会にはかり、会長が委嘱することにより補充をすることができる。

第12条 役員の任期は2年とし、組長に限っては任期を1年とすることができる。但し、再選を妨げない前条第2項によって補充された役員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

第13条 役員の任務は次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるときはその職務を代行する。且つ、各丁目毎と事業部の統括を担当する。

(3) 会計は、本会の経理にあたる。町会の所有する財産目録の整備と保管の任にあたる。

(4) 会計監査は、本会の会計事務を監査する。

(5) 各事業部長は、それぞれの事業部を把握し、その事業の遂行にあたる。

(6) 各事業部副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときはその職務を代行する。

(7) 各地区部長は、それぞれの地区を担当し、地区内組長と協議し会務の遂行にあたる。

(8) 各地区副部長は、地区部長を補佐し、地区内婦人部を担当する。且つ、部長に事故あるときはその職務を代行する。

(9) 各地区部長・同副部長は、何れか一つ又は二つの事業部の部員として事業部活動にあたる。

(10) 組長は組内会員の代表として本会諸行事に努力するとともに組内を担当する。

(11) 各事業部員は、事業部長のもとその事業部の活動にあたる。

(12) 顧問並びに相談役は会長の諮問にこたえるものとする。

第五章 会 議

第14条 本会の会議は次の通りとする。

総会、臨時総会、部長会、事業部長会、三役会、各事業部会、各地区部会、特別委員会、役員選考委員会、組長会

第15条 総会は、本会最高の議決機関であつて、会長、副会長、会計、顧問、相談役、会計監査、各事業部長、同副部長、各地区部長、同副部長、事業部員、組長を持って構成し（以下「総会構成員」という。）、委任状を含む3分の2以上の出席により成立する。

第16条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 年度事業計画並びに事業報告

(2) 年度予算案並びに決算の審議及び承認

(3) 三役の選任及び解任

(4) 会則の改廃変更

(5) その他部長会で必要と認めた事項

第17条 定期総会は、毎年4月に開催する。

臨時総会は、総会構成員の3分の1以上の要求があつたとき、又は三役会で必要と認めたとき開催し、そのことをはかる。

第18条 総会は会長が招集する。

会長は、前条2項に基ずく請求があつたときは、臨時総会を招集しなければならない。

総会を招集する場合は、総会構成員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載し、開会日の5日前までに書面で通知しなければならない。

第19条 総会の議長は、総会構成員より選出する。

第20条 総会における議決権は、出席会員1人につき1票とする。

総会の議事は、第9条、第36条、第37条、第38条の場合を除いて、出席会員の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長が決する。

第21条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会構成員の現在数

(3) 総会に出席した総会構成員数、氏名及び委任状の数

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

議事録には、議長及び出席した総会構成員の中からその会議において選出された議事録署名人2名以上が、署名捺印しなければならない。

第22条 部長会は、会長が招集する。会長、副会長、会計、各事業部長、同副部長、各地区部長、地区副部長をもって構成し、但し各事業部で必要と認めた場合には他の役員の出席を認める事とし次の議事を図るものとする。

- (1) 本会運営に必要と認められる事項
- (2) 予算案、決算書、及び事業計画の作成
- (3) 総会の準備
- (4) 特別委員会及び役員選考委員会の構成
- (5) 内規の作成及び改正
- (6) 総会に於いて付託された事項

第23条 事業部長会は、本会の執行機関であって会長が招集する。事業部長会は会長、副会長、会計、各事業部長、同副部長をもって構成し、必要により開き、次の事項を協議する。

- (1) 各事業部の事業計画の協議及び各事業部間の調整など。
- (2) 部長会の準備

第24条 三役会は、会長、副会長、会計をもって構成し、会長が召集する。必要により開き次の事項を協議する。

- (1) 本会の運営に関する事項。
- (2) 会長において必要と認められる事項
- (3) 顧問、相談役、各事業部長、各事業部副部長、会計監査の
- (4) 部長会において付託された事項など

第25条 各事業部会は、各事業部毎に部長が必要により招集し、各事業部の活動について協議する。

第26条 各地区部会は、各地区毎に地区部長が必要により招集し、各地区内の要望や意見の調整などをはかる。

第27条 特別委員会は部長会に於いて特に必要と認めたとき、そのたびに委員を選定構成し、その任務にあたる。

第28条 役員選考委員会は別に定める内規により、委員会を構成し、役員の選考にあたる。

第29条 組長会は部長会において必要と認められたとき、会長は、組長、事業部員を含む役員を招集し、会の運営について協議する。

第六章 資産及び会計

第30条 本会の資産は、次に上げるものとする。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 別表に掲げる資産
- (6) その他の収入

第31条 1 資産は会長が管理し、その方法は三役会の議決により定める。
別表に掲げる資産のうち、別に定める重要資産の処分は、総会の議決を得なければならない。

第32条 1 本会の会員は、別に定める会費基準内規により会費を納入するものとする。
本会に納入した会費は、理由の如何を問わず返還しないものとする。

第33条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

第34条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第35条 本会の経費は、総会に於いて承認された予算案に基づき、別に定める会計処理内規によりおこなわれる。

第七章 会則の変更及び解散

第36条 本会則は、総会に於いて出席会員の4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

第37条 1、本会は、次の事由により解散する。

(1) 破産手続開始が決定したとき、

(2) 地方自治法第260条の2第2項の各号に掲げる要件のいずれかを欠くことになったとき

(3) 設立許可が取り消されたとき

2、本会が総会の議決に基づいて解散をする場合は、出席会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

第38条 本会が、解散する場合の残余財産の処分については、総会において出席会員の4分の3以上の同意を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第八章 雑 則

第39条 本会は、事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備えつけておかなければならない。

(1) 本会則

(2) 認可に関する書類

(3) 役員に関する書類

(4) 会計に関する書類

(5) 会議議事録

(6) 会員名簿

(7) 資産台帳

(8) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類

(9) 各事業年度末の財産目録及び収支決算書

(10) 事業計画書及び収支予算書

(11) その他の必要な書類及び帳簿

第40条 本会は部長会の議決を経て目的達成のため必要な内規を設けることが出来る。

第41条 本会則に定めていない事項が生じた場合は、三役会で協議の上処理することが出来る。

但し部長会に報告し承認を求めなければならない。

第42条 会員及びその家族に弔事があったときは、別に定める慶弔内規により弔意を表す。

第43条 本会に功績のあった者には、別に定める内規により表彰することが出来る。

第44条 南篠崎会館の運営に関しては、別に定める南篠崎会館管理運営協議会が運営の責にあたり、町会備付備品の使用などについては別に定める内規による。

付則 (1) 昭和54年4月15日施行
(2) 昭和59年4月23日一部改
(3) 昭和62年4月29日一部改
(4) 平成元年4月16日一部改正
(5) 平成7年4月23日一部改正
(6) 平成8年4月21日一部改正
(7) 平成19年4月22日一部改
(8) 平成27年4月19日一部改

内 規

- | | | | |
|-------------|-----------------|----------------|-----------|
| 1、慶弔内規 | 2、会葬内規 | 3、役員選定内規 | 4、会費基準内規 |
| 5、会計処理内規 | 6、会費減免内規 | 7、表彰内規 | 8、備品等使用内規 |
| 9、役員職務の分担内規 | 10、災害救援協力隊の編成内規 | 11、災害対策準備金適用内規 | |